# 貯蓄預金規定

**１．（取扱店の範囲）**

この預金は、当店（口座を開設したお店。以下同様です。）のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

また、当店以外での払戻しは、１口座につき１日現金支払額 500 万円（ただし、他口座への振替支払いあるいは振込資金等の払戻しは除きます。）を限度とし、あらかじめ、当店にお届けされた印鑑届の印影と押印された印影との照合手続が可能な取引口座に限ります。

**２．（預金の払戻し）**

（１）この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または暗証）により記名押印（または暗証入力）して通帳とともに提出してください。

（２）前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有すること等を確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いませんのでご了承ください。

（３）第１項に定める記名押印は、預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

**３．（自動支払い等）**

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

**４．（利息）**

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を１円として、店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

**５．（規定の変更）**

本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め店頭掲示、当金庫ウェブサイト及びその他相当の方法で、規定を変更する旨及び変更内容並びに変更日を公表することにより、変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上